

資料 1

岡山県がん対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県における総合的ながん対策の推進を図り、県民の健康増進及び療養生活の質の向上に寄与するために、岡山県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 岡山県がん対策推進計画に関する事項
- (2) その他がん対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、保健医療関係者、がん患者を代表する者、学識経験者、行政関係者等から知事が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年6月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の第3条第2項の規定による最初の委員の任期は、第5条第1項にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

岡山県がん対策推進協議会委員名簿

委員氏名	所属・役職
赤澤 昌樹	岡山県薬剤師会 副会長
糸島 達也	岡山県医師会 理事
小笠原 敬三	倉敷中央病院 院長
木村 秀幸	岡山済生会総合病院 副院長
小出 尚志	岡山県病院協会 会長
小寺 良成	岡山県保健所長会 会長
佐々木 健	岡山県保健福祉部 部長
重森 計己	岡山県町村会 会長
谷本 光音	岡山大学病院 血液・腫瘍内科長
西岡 憲康	岡山県市長会 会長
沼田 健之	岡山健康づくり財団 保健部長
藤本 貴子	岡山県愛育委員連合会 会長
宮本 絵実	あけぼの岡山 代表
山邊 裕子	岡山造血細胞移植患者会 きぼう 代表
山崎 悦子	岡山県看護協会 専務理事

(五十音順、敬称略)